

住宅に関する各種補助金制度

既存住宅改修環境整備事業補助金

市民の居住環境の維持向上を図り、安全・安心な住まいづくりを促進することを目的として、既存の専用住宅を対象とした改修工事に補助を行います。本年度も、生活排水処理対策による強化事業(6ページ参照)と並行して実施します。さらに、これまで当補助金を利用して下水道への接続や小型合併処理浄化槽への切替設置を実施された方で、新たに別の改修を計画している方も利用できます。

- ▼本市に住所を有する方
- ▼原則として、改修工事を行う住宅に居住し、所有する方
- ▼市税を滞納していない方
- ▼補助対象住宅 〓 補助を受けようとする方が居住している市内の個人住宅など
- ▼補助対象工事 〓 住宅の機能の維持および向上のために行う改修(増築を含む)で、工事に要する費用(消費税などを含む)が20万円以上の工事
- ▼補助金額 〓
- ▼補助率 〓 20%

▼補助上限額 〓 20万円

▼施工業者 〓 市に登録されている市内の施工業者

▼申請時の追加書類 〓 改修動機に係るアンケート

▼受付期間 〓 5月15日(火)～25日(金)

*土・日曜日を除く

▼受付件数 〓

*通常枠250件程度

*生活排水処理対策強化枠20件程度

▼受付場所 〓 本庁建築住宅課または甌島各支所地域振興課建設水道グループ(鹿島支所は産業建設グループ)

*5月15日(火)～17日(木)に限り、川内文化ホール第3会議室(9時30分～17時)

▼抽選日 〓 通常枠のみ6月1日(金)10時から(川内文化ホール第5会議室を予定)

▼注意事項 〓

▼交付決定前に工事着手した場合は、補助金は交付されません。

▼補助金の交付申請は、同一住宅につき1回限りです。ただし、これまでに当補助金で屋根や外壁などの改修をされた方でも、新規で下水道への接続や小型合併処理浄化槽への切り

▼事前相談・受付・問合せ 〓 本庁建築住宅課建築指導グループ(23)5111(内線3643)

替え工事を計画されている方は申請できます。

▼詳細については、受付窓口または市ホームページ上で確認ください。

木造住宅耐震診断・改修補助金

地震による木造住宅の倒壊などの被害を防ぎ、安全な建築物の整備を促進するため、耐震診断および耐震改修工事の経費の一部を補助します。

本年度は、国の新しい制度を利用することにより、改修工事に係る補助額および補助率を変更して募集します。

▼補助金交付の要件 〓 次の条件を全て満たす場合に交付します。

▼昭和56年5月31日以前に着工された一戸建て住宅、長屋および共同住宅で、2階建て以下かつ延べ床面積500㎡以下のもの

▼耐震診断または耐震改修工事を行う木造住宅の居住者または所有者であること

▼市税を滞納していないこと

耐震診断

▼補助金額 〓 交付対象経費の3分の2以内とし、1棟につき6万円が限度

▼耐震診断件数 〓 5棟

▼受付開始日 〓 4月20日(金)

*先着順

*既に耐震診断を終えている場合は、対象外です。

耐震改修

▼補助金額 〓 耐震改修工事に要する経費の8割とし、1棟につき100万円が限度

▼耐震改修件数 〓 5棟

▼受付開始日 〓 5月15日(火)

*既に耐震改修を終えている場合は、対象外です。

*耐震診断を終えていても、耐震改修が未実施の場合は、対象になることがありませんので、相談ください。

▼所得税額の特別控除 〓 要件を満たす住宅耐震改修を行った場合、特別控除を受けることができます。

住宅耐震改修に係る工事の標準的な費用から補助金を差し引いた額(上限250万円)の10%に相当する額(最高25万円)が、耐震改修工事が完了した年分のみ所得税から控除されます。確定申告を行う必要がありますが、その際の住宅耐震改修証明書は、本庁建築住宅課で審査の上、発行します。



がけ地近接等危険住宅移転補助金

災害の未然防止を図り、市民の生命の安全確保を目的とした補助制度です。がけ地の崩壊などにより、住民の生命に危険を及ぼす恐れのある土地に建っている危険住宅から、安全なところに移転を希望される方は問い合わせください。

▼補助対象建物 〓 次のいずれかに該当する住宅が対象となります。

- ▼がけ上・がけ下に建っている昭和46年8月31日以前に建築された住宅
- ▼災害危険区域内(急傾斜地崩壊危険区域)または、土砂災害特別警戒区域内に建つ住宅。ただし、防災工事が完了している場合は、対象外となります。

補助金交付の要件 〓

▼危険住宅に、本人または親族が継続して居住していること

*補助金申請前に新築・移転・解体工事に着手しているものは、対象外となります。

申請者の要件 〓

▼安全なところへ移転し、危険住宅を売却される方

▼本人または親族が、金融機関からの借り入れを行って、移転先の住宅を建設(購入)される方

補助金の限度額・内容 〓

区分	限度額	補助内容
危険住宅除却費	802,000円	実費補助 金融機関から借り入れをしたときの利息に対する補助
建設(購入)費	4,570,000円	
土地取得費	2,060,000円	
敷地造成費	597,000円	

*住宅に関する各種補助金に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨て



▼補助対象とならない工事 〓 原則として、解体撤去完了の日から3年以内に売却や建築などの計画が明らかなもの

*危険廃屋の所有者と当該土地の所有者とが親族の関係でない場合や、建屋を伴わない駐車場(有料を含む)など周辺地域に対し有効利用がなされる場合、補助制度の利用は可能

▼受付開始日 〓 4月20日(金)

▼受付件数 〓 30件程度

▼受付場所 〓 本庁建築住宅課または甌島各支所地域振興課建設水道グループ(鹿島支所は産業建設グループ)

▼注意事項 〓 交付決定前に工事着手した場合は、補助金は交付されません。

定義	要件	補助金額
危険廃屋	状態が著しく不良であり、かつ、倒壊などにより周辺住民などに危険を及ぼす恐れがあるもの(道、宅地、公園などに近接していること)	工事費の3分の1(上限額30万円)
認定廃屋	状態が不良であり、かつ、地域住民の生活環境に著しい影響を及ぼす恐れがあるものとして廃屋判定委員会が認定したもの	工事費の2分の1(上限額45万円)
景観支障廃屋	危険廃屋・認定廃屋のうち、特に景観を保全する必要がある地域(甌島)に存するもの	